（日本農林規格の制定等の公示）

第十五条　法第七条第一項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一　農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分

二～四　（略）

2　法第七条第二項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一　農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分

二・三　（略）

3　農林水産大臣は、法第七条第一項又は第二項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（日本農林規格の制定等の公示）

第十五条　法第十一条第一項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載するとともに、制定又は改正の公示のときは、当該日本農林規格を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局及び都道府県庁において縦覧に供することによつて行う。

一　農林物資の種類

二～四　（略）

2　法第十一条第二項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによつて行う。

一　農林物資の種類

二・三　（略）

（新設）

附　則

この省令は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。